

人権主体としての成熟

内藤 和美

今さらだが、人はその一度の生涯を通じて人権の享有・行使主体として発達・成熟していく。「人権」とは、「個人の尊厳」を法律のかたちで表わしたものである。私たちの国では、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の第13条～40条がそれにあたる。すなわち、人はそれぞれ固有の人格として尊重され、生命が奪われないこと、不当な強制を受けないことをはじめ、人間であること自体から発生する自由や権利（利益を得る資格）が守られる、ということだ。

ただし、この自由や権利は「何でもあり」ではなく、他人の自由や権利を損なう自由や権利は含まない、という制約を受ける。これを「人権の内在的制約」という。そもそもこの内在的制約という条件を付さなければ、すべての人が有する普遍の人権というものを想定することはできない。人間は皆、生まれながら人権を享有しているが、育つ過程で、自身が自由や権利を備えもつことや、それに内在する制約を認識し“正しく行使できる”ようになっていく。“正しく行使できる”とは、自身の意思によるべきことは思う通りに、得べき利益は主張し・享受する一方、他人の自由や権利を損なわず尊重できる〈自他の両立〉、そして、個人でありつつ公民であることができる〈我と我々の両立〉、ということだ。

一見して簡単でない、こうした人権主体としての発達・成熟は、人として尊重される経験の積み重ねと、教育・学習による自覚的な知の獲得、この両方が相まってこそ可能になるのではないだろうか。人として尊重される経験とは、言動が受容される、理解される、肯定されるといったことだ。こうした意味で、学校教育もさることながら、むしろ大半が経験知のみで放置されていると言わざるを得ない成人にこそ、人権主体としての発達につながる学習機会が用意され、多くの人に活用される仕組みと文化が熟さねば、と強く思う。



PROFILE

ないとうかずみ：芝浦工業大学男女共同参画推進室特任教授、公益財団法人日本女性学習財団評議員、日本女性学会幹事。保健学博士（東京大学）。専門はジェンダー研究、特に学術とジェンダー、ジェンダー平等推進行政。主著に、『男女共同参画政策—行政評価と施設評価』（共著、晃洋書房、2015）ほかがある。